

夜間・休日の水道のご相談は水道センターへ

水道センターとは

企業局(水道事業)の営業時間外の業務を委託(フルタイムお客様サポート・サービス業務委託)している民間会社です。

夜間・休日の水道に関するお問い合わせ

- ・夜間・休日に、やむを得ず水道使用のお申し込みや転居するときの届け出をするとき
- ・水が出ない、赤い水が出る等の問い合わせをされるとき

修繕受付



お住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へお申し込みください。(発見困難な地下漏水の減免は、お住まいの地区の水道センター又は千葉県企業局の指定給水装置工事事業者が修繕した場合に限り、対象となります。)

※昼間においてもお住まいの地区の水道センターで取り扱っています。

道路からの漏水の通報

道路などで漏水を発見された場合は、水道センターまでご連絡をお願いいたします。

水道センター設置場所

| 名 称 | 所 在 地 | 受持ち区域 | 電 話 番 号 |
|--------------|-----------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株) 千葉水道センター | 千葉市中央区中央港2-5-15 | 千葉市 (市営水道区域を除く) |  0120-043-260 043-241-6091 |
| (株) 船橋水道センター | 船橋市二和東3-3-5 | 船橋市、習志野市 鎌ケ谷市 (習志野市営水道区域を除く) |  0120-043-261 047-447-7300 |
| (株) 市川水道センター | 市川市鬼越2-5-4 | 市川市 浦安市 |  0120-043-262 047-332-8852 |
| (株) 松戸水道センター | 松戸市南花島4-61 | 松戸市 (市営水道区域を除く) |  0120-043-263 047-367-3937 |
| (株) 市原水道センター | 市原市平田1046-5 | 市原市 (市営水道区域を除く) |  0120-043-264 0436-21-7041 |
| (株) 北総水道センター | 印西市若萩4-6-2 | 千葉ニュータウン 成田ニュータウン |  0120-043-268 0476-98-3000 |

※水道センターへのフリーダイヤルは道路からの漏水などの通報専用です。
(携帯電話からのご利用はできません。固定電話又は公衆電話からおかけください。)

営業時間

| 区 分 | 平 日 | 土曜・日曜・祝日 |
|---------------------------------|--------------|-------------|
| 水道使用のお申し込みや 転居するときのお届け | 17:00~22:00 | 9:00~22:00 |
| 修繕工事の受付等 | 9:00~22:00 | |
| 道路からの漏水などの通報 その他水道に関するお問い合わせ | 17:00~翌朝9:00 | 9:00~翌朝9:00 |

給水申込納付金及び開発負担金の控除制度について

給水申込納付金及び開発負担金の控除制度は、千葉県企業局の給水区域内において、お客様所有の給水装置を廃止して再び給水装置を新設する場合、お客様が納付金及び負担金を二重に納付することのないようにする制度です。

1. 給水装置所有者変更届の提出

水道の給水装置はお客様の財産です。家を売買した場合には、給水装置所有者変更届を提出しましょう。

2. 給水装置廃止証明書の発行

お客様所有の給水装置を廃止しますと、給水装置廃止証明書を発行します。

3. 給水装置廃止証明書の提出

①給水装置工事の申請時に「給水装置廃止証明書」を提出されますと、給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を免除いたします。

②申請時に「給水装置廃止証明書」の提出ができない場合は、給水申込納付金及び開発負担金を納付していただきますが、新規の給水装置工事竣工後に「給水装置廃止証明書」の交付を受けて提出していただくと、納入された給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を還付いたします。

水道関係者を装った詐欺的行為にご注意ください！

千葉県企業局の名前をかたった、次のような詐欺まがいの行為が発生しております。ご注意ください。

- 不必要な水道管洗浄のビラを配り、代金を不正に請求する行為
- 水質検査を装って、わざと漏水を発生させ修理代金を請求する行為
- 料金の未納を理由に、領収証の提示を求めるなど水道料金を不正に請求する行為

企業局では、「浄水器の販売」や、「お客様からの依頼のない修理や工事、水質検査など」は行っておりません。その他不審に思われたら、身分証明書の提示を求めるか県水お客様センター（裏表紙参照）にお問い合わせください。